



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

2007年6月18日

野田市長 根本 崇 殿

拝啓

野生生物保全論研究会(JWCS)は、人間と野生生物との共存関係をつくることで野生生物を保全し、それによって現在および将来世代の豊かな自然環境を実現することを目指す特定非営利活動(NPO)法人です。プロジェクトの1つに絶滅の危機にある野生のトラの保護活動を支援する「トラ保護基金」があります。

先日、ヤフーオークションにて貴市によりトラの剥製が公売に付された件につき、以下のとおり申し入れさせていただきます。

野生のトラはかつてのスポーツハンティング、毛皮目的や虎骨を漢方薬に利用するための密猟、生息地の減少で絶滅の危機にあります。現在でも密猟が続き、全生息数は多く見ても500頭に満たず今や絶滅の象徴と言われ、国際的にも保護への関心が非常に高い動物です。今月4日より先週までオランダ・ハーグで開催されていたワシントン条約締約国会議でも、野生のトラの保護について各国代表やNGOが活発な意見を述べました。最近の議題の中心は、繁殖個体からのトラ製品取引の合法化ですがそこでは、一部を解禁すると毛皮や漢方薬などのトラ製品への需要が高まるのが非常に懸念されております。また繁殖個体か野生個体かの識別も難しく、それ以上に繁殖個体より野生個体に価値があるといわれるのは明らかで、野生個体への密猟圧が増加すると多くの国々が反対しています。野生生物の取引は、銃、麻薬と共にマフィアの3大資金源と言われており、日本でもヤクザが関わる事件が相次いでいます。

このような状況のなか、貴市の公売のようにトラの剥製が商業ルートに乗ることは、一般公衆の需要を刺激することとなり、また違法取引を助長するおそれがあります。登録票がついていることなど、形式的には関係法令(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に違反しないとしても、このような問題をはらむ行為を公的機関である貴市が行うことは、公的機関としての品位にかかわり極めて不適切と考えます。

ちなみに、当会の会員数名よりすでに貴市の公売について遺憾との意見が届いています。

公売の申し込み期間は既に過ぎていますが、JWCSは、入札があったとしても事情を説明して取り下げるなど、適切な行動をおとりいただくよう強く要望いたします。また、今後の処置については、廃棄処分すべきと考えます。

以上に対する貴市のお考えを2007年6月末日までに書面にてお聞かせいただければ幸いです。

敬具

NPO 法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

事務局長/弁護士 坂元雅行

なお、本状の写しを、野田市収税課宛てお送り致しました。